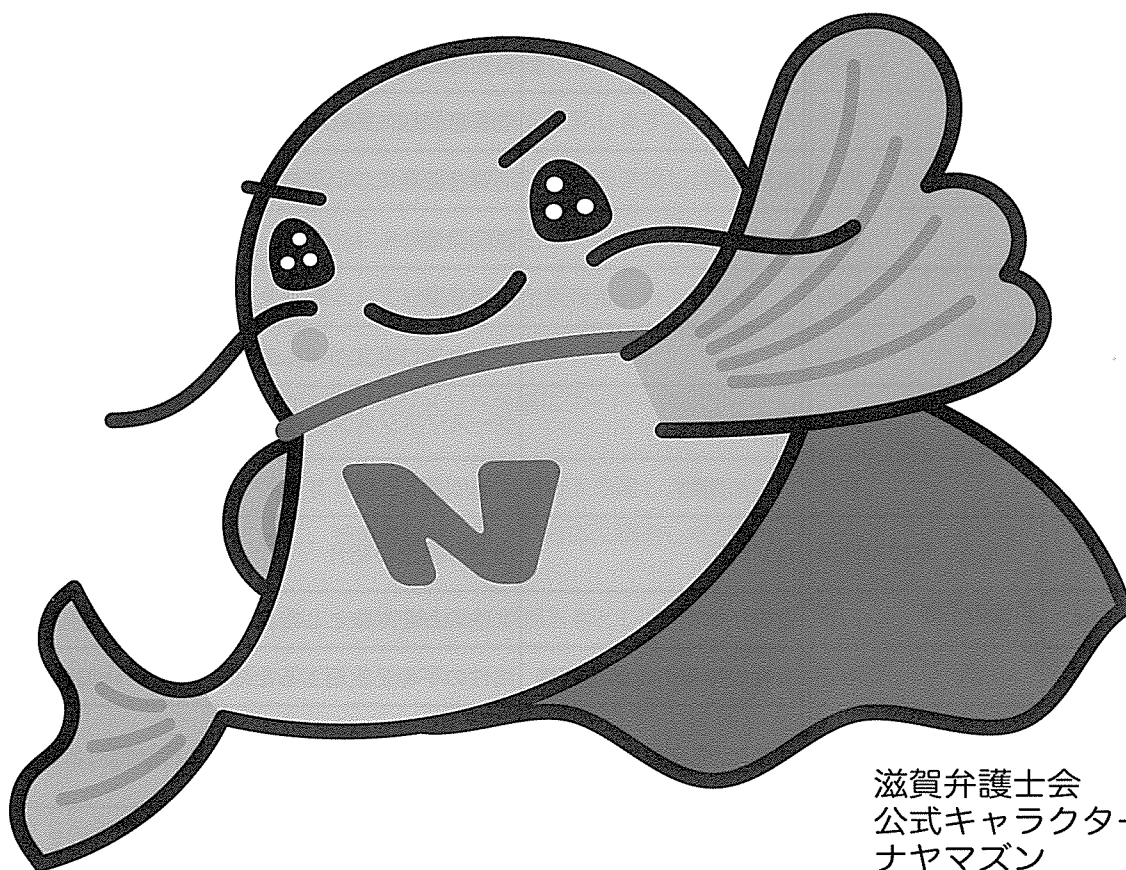


# 行政連携のお品書き



滋賀弁護士会  
公式キャラクター  
ナヤマズン

滋賀弁護士会

所在：大津市梅林1丁目3番3号

TEL: 077-522-2013

## 行政連携に向けての取組み

滋賀弁護士会では、現在、県内の行政機関と連携して以下のような取組みを実施しております。  
以下のメニューに記載のないニーズについても是非一度ご相談下さい（電話番号 077-522-2013）。

	分野		取組み	具体的内容	備考	
1	弁護士推薦全般	弁護士推薦	行政の各種委員会等の委員推薦	自治体等行政機関の各種審査会、委員会、協議会等の委員について、推薦依頼に対応して適切な弁護士を推薦します。	法律に関わる幅広い分野において専門性の高い弁護士を推薦・派遣することが出来ます。	
2	講師派遣全般	講師派遣	行政主催の各種研修会への講師派遣	自治体等行政機関が主催される各種研修会（行政職員向け、市民向けその他）に適切な講師を派遣します。		
以下、個別分野						
3	市民向け法律相談		自治体が主催する法律相談業務の受託	自治体が主催される定期的な市民向け法律相談を受託します。	有料	
4	消費者	消費生活センター支援	自治体の消費生活センターの相談員を対象とした法律相談	消費生活センターの相談員を対象とした法律相談を実施し、個別事案に即した適切な助言を行います。	有料	
5			自治体の消費生活センターの相談員を対象とした研修会への講師派遣	自治体の消費生活センター相談員を対象とした各種研修会に講師を派遣します。	応相談	
6		市民相談	消費者問題に特化した市民法律相談	自治体が主催される消費者問題に特化した定期的な市民向け法律相談を受託します。	有料	
7		市民啓発	消費者問題についての市民向け研修	自治体が主催される消費者問題に精通した市民養成のための連続講習に講師を派遣します。	有料	
8		消費者問題	講師派遣	滋賀県内の高等学校等で行われる消費者問題の講演会に弁護士を講師として派遣します。	有料	
9	法教育		出張事業	滋賀県内の中学校・高等学校に無償で弁護士を講師として派遣し、「出張授業」を行います。	無料	
10			ジュニアロースクールの実施	夏休みに中学生を対象としたジュニアロースクールを実施します。	無料	
11	子どもの権利	児童虐待	ケースマネジメント会議へのスーパーバイザーの派遣	児童虐待について児童相談所等関係機関が行うケースマネジメント会議にスーパーバイザーとして弁護士を派遣します。	有料	
12		いじめ問題	委員派遣	いじめ問題について、学校・教育委員会等が設置する第三者委員会に委員を派遣します。	有料	
13	両性の平等	DV対応	精通弁護士の紹介	行政機関等（被害者本人も可）からの求めに応じ、被害者に対してDV対応に精通した弁護士を紹介します。	紹介は無料	
14		女性法律相談	女性のみを対象とした法律相談に相談担当者の派遣	自治体等が主催される女性を対象とした法律相談に女性弁護士を相談担当者として派遣します。	有料	
15		両性の平等のための研修	両性の平等を実現するための研修会への講師派遣	両性の平等を実現するための研修会等の取組に講師を派遣します。	応相談	
16	高齢者・障がい者	精神障がい者	精神病院における法律相談への相談担当者派遣	公立の精神病院が実施される入院患者を対象とした法律相談に相談担当者を派遣します。	有料。ただし、法テラスの巡回相談として行っており、入院中の方は大半が法テラスの資力基準を満たすと思われます。	
17		虐待問題	虐待対応専門職チームの派遣	高齢者・障がい者に対する虐待対応について責任を負う市町に対し、弁護士と社会福祉士から構成される専門職チームを派遣し、虐待対応について助言します。	有料	
18		権利擁護全般		なんでも相談会への相談員派遣	自治体等が主催される、高齢者・障がい者のための「何でも相談会」に相談員を派遣します。	応相談
19				高齢者・障がい者の電話相談	高齢者・障がい者の電話相談において、高齢者・障がい者を支援する立場の行政職員からの相談についても対応します。【毎週金曜日午前10時～正午 電話077-510-5757】	無料
20	更生保護		更生保護施設における法律相談	保護観察所と連携し、更生保護施設において入所者を対象に労働法、多重債務問題についての研修を行い、また法律相談を実施します。	有料	
21	貧困問題対策	生活困窮者救済	生活困窮者自立支援法における支援調整会議へのスーパーバイザーの派遣	生活困窮者自立支援法における支援調整会議にスーパーバイザーとして弁護士を派遣します。	応相談	
22		多重債務者救済	多重債務者を対象とした相談会	ハローワーク等と連携をして、多重債務者を対象とした相談会を実施します。	有料【ハローワークと弁護士会による相談会】	
23	犯罪被害者支援		精通弁護士の紹介	犯罪被害者に対して犯罪被害者を支援するスキルを有した弁護士を紹介します。	紹介は無料【法テラスと連携】	
24	民事介入暴力・行政対象暴力		研究会・協議会等に対する委員の派遣	県警や法務局が主催される民事介入暴力や行政対象暴力に関する研究会・協議会等に委員を派遣します。	応相談	

## 滋賀弁護士会 行政連携のお品書き お問い合わせ書

滋賀弁護士会 行 (FAX送信先 077-522-2908)

電話でのお問合せのほか、本書面でもご対応させていただきます。お気軽にお問い合わせください。

本お問い合わせ書は滋賀弁護士会にて保管いたします。

当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のために必要な範囲で個人に関する情報を記載させていただきます。上記目的以外には、個人情報を利用しません。

お問合せ日	年 月 日	受付番号	
お 問 合 せ 者 （ 自 治 体 等 ）	ご住所	〒	
	組 織 担当部署	フリガナ	
	担当者 お名前	フリガナ	
	ご連絡先	お電話番号 ( ) F A X ( ) 電子メール @	
お 問 合 せ 内 容	分 野		
	お問合せの概要 (まずは説明を聞きたいということで結構です。できるだけ具体的にご記入ください。)		

※このページをコピーしてご利用いただけると幸いです。

滋賀弁護士会のホームページ (<http://www.shigaben.or.jp/>) からダウンロードできます。